

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月21日
【会社名】	NSユニテッド海運株式会社
【英訳名】	NS UNITED KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小畠 徹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【電話番号】	03(6895)6232
【事務連絡者氏名】	総務グループリーダー 吉川 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【電話番号】	03(6895)6232
【事務連絡者氏名】	総務グループリーダー 吉川 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年5月21日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NSユナイテッド内航海運株式会社（以下「NSユナイテッド内航海運」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	NSユナイテッド内航海運株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 濱田 実
資本金の額（平成27年3月31日現在）	718百万円
純資産の額（平成27年3月31日現在）	6,652百万円
総資産の額（平成27年3月31日現在）	16,685百万円
事業の内容	内航海運事業 等

最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

事業年度	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高（百万円）	19,053	21,042	21,956
営業利益（百万円）	1,171	1,870	1,445
経常利益（百万円）	1,175	1,805	1,398
当期純利益（百万円）	780	1,159	963

（単体）

事業年度	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
海運業収益（百万円）	16,074	18,001	19,293
営業利益（百万円）	1,025	1,600	1,157
経常利益（百万円）	972	1,537	1,128
当期純利益（百万円）	584	927	713

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年3月31日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
NSユナイテッド海運株式会社	56.04%
みずほ信託銀行（株）退職給付信託NSユナイテッド海運口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行（株）	15.48%
株式会社みずほ銀行	1.95%
日鉄鉱業株式会社	1.69%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1.36%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はN S ユナイテッド内航海運の発行済株式総数の56.04%を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名、執行役員1名は、おのおのN S ユナイテッド内航海運の取締役及び監査役を兼任しております。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社は、平成22年10月に新和海運株式会社（昭和25年設立）と日鉄海運株式会社（昭和32年設立）の経営統合により誕生いたしました。以降、世界有数の鉄鋼原料輸送船隊を主軸にばら積貨物船隊、タンカー船隊を揃え、新日鐵住金株式会社をはじめとする鉄鋼業、電力産業、石油産業およびその他一般産業など、国内重要顧客向けへの安定かつ効率的な輸送サービスを提供すると共に、顧客の海外展開や、中国・インドなど新興国の資源・エネルギーバルク輸送需要に対しグローバルな配船を通して、鉄鋼原料、エネルギー資源、非鉄金属原料、肥料、穀物、鉄鋼製品など国際海上輸送事業を手掛け、国内外の顧客に主にバルク輸送分野でのプレゼンスを高めてまいりました。

一方、N S ユナイテッド内航海運はその中核子会社として昭和36年5月創立以来国内の顧客向けに、主に鉄鋼副原料、セメント、エネルギー資源、鉄鋼製品などの国内海上輸送事業を手掛け、内航海運業界において着実に実績を積み重ね、乾貨物輸送業界のリーダー的存在として堅実に業績を伸ばしてまいりました。

両社は外航海運事業（以下、「外航」といいます。）と内航海運事業（以下、「内航」といいます。）と活動領域を異にしておりますが、国内の顧客向けには鉄鋼メーカーや電力会社を初めとする、国際及び国内海上輸送を連携したサービスとして提供させていただく場合も少なくなく、これまでも相互の事業を補完し、グループとして顧客への総合的なサービスを提供してまいりました。

近年、当社が身を置く外航においては、世界経済を牽引してきた新興国の経済成長が勢いを欠く一方、新造船大量竣工と船腹供給過剰を原因とするドライバルク市況の低迷が続くなど、事業環境は総じて厳しく、先行きの不透明な状況は今後も続くものと予想されます。このような状況下、将来起こり得る事業環境の変動にも対応可能な企業グループ作りを進めるべく、当社では平成26～28年度を対象とした中期経営計画「Unite & Full-Ahead ～新たな発展へのスタート～」において、グループ企業の力の結集を重点戦略の一つとして決めました（当社、平成26年5月27日付プレスリリース「中期経営計画（2014～2016年度）策定のお知らせ」ご参照。）。その中期経営計画の下、グループ会社間の連携を強化し、事業戦略の策定および意思決定を迅速に行い、経営の効率性、柔軟性、機動性を一段と高め、企業グループの更なる価値向上のためにはN S ユナイテッド内航海運の完全子会社化が最善の策であるとの判断に至り、平成27年3月、当社からN S ユナイテッド内航海運に対し、株式交換による完全子会社化を申し入れました。

N S ユナイテッド内航海運においても、国内海上輸送貨物量の今後の見通しは、国内製造業の海外シフトなどに伴い近年減少傾向にあり、内航における市場の成長を期待することが難しい中、事業者間の競争激化が想定され事業環境の急速な変化が見込まれるなど、厳しいものと予想されます。N S ユナイテッド内航海運は、当社の完全子会社となることにより内航専業という枠を超え、外航・内航一体化したサービスを展開することが可能となり、両社が得意とする鉄鋼原料・副原料、エネルギー資源、資機材輸送を中心に、営業規模の拡大と技術力の充実を図ることが、中長期的な成長戦略として重要であると判断いたしました。また、完全子会社化によりN S ユナイテッド内航海運の株式は上場廃止となりますが、それにより削減される上場維持コストを今後の事業展開に用いることができます。こうした中、両社は当社からの株式交換の申し入れ以降、株式交換の可否およびその条件について真摯な協議を重ねてまいりましたが、この度、N S ユナイテッド内航海運を株式交換により、当社の完全子会社とすることに合意いたしました。今回の組織再編により当社グループの経営資源の最適かつ効率的な活用と、両社間での事業戦略の一層の共有化および両社の競争力の強化を進めてまいります。これにより両社の企業価値が向上し、双方の株主にとって有益な組織再編になると考えております。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、N S ユナイテッド内航海運を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、N S ユナイテッド内航海運については、平成27年6月25日開催予定の定時株主総会において承認を得たうえで、平成27年8月1日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	NSユナイテッド内航海運 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	2.15

(注1) 株式の割当比率

NSユナイテッド内航海運の普通株式1株に対して、当社の普通株式2.15株を割当て交付します。但し、当社が保有するNSユナイテッド内航海運の普通株式(平成27年5月21日現在6,613,000株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、新たに普通株式8,946,526株(予定)を発行し、本株式交換の効力発生の直前時(以下、「基準時」といいます。)のNSユナイテッド内航海運の株主(但し、当社は除きます。)に対して、割当て交付する予定です。

なお、NSユナイテッド内航海運は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する全ての自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求権に応じてNSユナイテッド内航海運が取得する自己株式を含みます。)を消却する予定です。

本株式交換によって割当て交付する株式数については、NSユナイテッド内航海運による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性がございます。

(注3) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1,000株未満)を保有することとなる株主の皆様につきましては、当社の普通株式の以下の制度をご利用いただくことができます。なお、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、保有する単元未満株式の数と併せて1単元(1,000株)となる数の普通株式を当社から買い増すことを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるNSユナイテッド内航海運の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払します。

その他の株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は次の通りです。

株式交換契約書

NSユナイテッド海運株式会社(以下「甲」という。)とNSユナイテッド内航海運株式会社(以下「乙」という。)とは、平成27年5月21日付で、以下のとおり、株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (株式交換)

本契約に定めるところに従い、乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式(甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

第2条 (当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲 商号： NSユナイテッド海運株式会社
住所： 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
乙 商号： NSユナイテッド内航海運株式会社
住所： 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

第3条 (本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主(ただし、第7条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主であって、かつ、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に2.15を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2.15株の割合をもって割り当てる。
3. 甲は、前二項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

第5条 (効力発生日)

本株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成27年8月1日とする。ただし、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株式交換契約承認株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成27年6月25日開催予定の定時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。ただし、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 (自己株式の消却)

乙は、基準時において乙が有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。)の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

第8条 (会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為(本契約に別途定めるものを除く。)については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第9条 (剰余金の配当)

1. 甲は、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株につき9円、総額2,076,057,828円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株につき20円、総額215,483,500円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条 (本契約の変更)

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、以下のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項ただし書きに定める甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに本契約について乙の株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (3) 甲又は乙において、本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な国内外の法令に定める関係官庁等の承認等(関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。)が得られず、又は必要な手続が完了しなかった場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合
- (5) 本株式交換をやめることの請求を認める裁判が確定した場合

第12条 (準拠法)

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年5月21日

甲 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
N S ユナイテッド海運株式会社
代表取締役社長 小畠 徹

乙 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
N S ユナイテッド内航海運株式会社
代表取締役社長 濱田 実

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社及びN S ユナイテッド内航海運は、グループ会社間の連携を強化し、事業戦略の策定および意思決定を迅速に行い、経営の効率性、柔軟性、機動性を一段と高め、企業グループの更なる価値向上のためにはN S ユナイテッド内航海運の完全子会社化が最善の策であるとの判断に至りました。斯かる中、平成27年3月に、当社より本株式交換についてN S ユナイテッド内航海運に申し入れ、本株式交換の可否およびその条件について真摯な協議を重ねてまいりましたが、この度、N S ユナイテッド内航海運を株式交換により、当社の完全子会社とすることに合意いたしました。

当社及びN S ユナイテッド内航海運は、下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換における株式交換比率その他本株式交換の公正性を担保するため、当社は、第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、また、法務アドバイザーとして北村・平賀法律事務所を、一方、N S ユナイテッド内航海運は、第三者算定機関として株式会社A G Sコンサルティング(以下「A G Sコンサルティング」といいます。)を、また、法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社及びN S ユナイテッド内航海運は、両社が選定した第三者算定機関から受領した株式交換比率算定書及び法務アドバイザーからの助言を参考に、かつ財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、慎重に協議・検討を重ねて参りました。その結果、上記(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は、下記「算定の概要」に記載の通り、両社が第三者算定機関から受領した株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法のレンジを若干上回るものの、その他の算定手法の範囲内であり、妥当なものであるとの判断に至り、本日開催された両社の取締役会にて本株式交換を行うことを決定し、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

算定機関の名称及び上場会社との関係

当社は、第三者算定機関としてみずほ証券を起用し、また、N S ユナイテッド内航海運は、第三者算定機関としてA G Sコンサルティングを起用しております。みずほ証券及びA G Sコンサルティングのいずれも、当社及

びN S ユナイテッド内航海運の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

算定の概要

みずほ証券は、当社及びN S ユナイテッド内航海運が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、更に両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）を採用して株式交換比率の算定を行いました。

なお、各評価手法によるN S ユナイテッド内航海運の普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	1.79～2.13
類似企業比較法	1.10～3.63
DCF法	1.69～3.40

市場株価法では、平成27年5月20日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の株価終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。また、みずほ証券がDCF法による分析の基礎とするために当社から受領した財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、市況回復の影響により、平成29年3月期の営業利益が前年度対比約39%増の11,353百万円、経常利益が前年度対比約63%増の9,985百万円、当期純利益が前年度対比約57%増の8,008百万円と見込んでおります。一方、N S ユナイテッド内航海運から受領した財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年5月20日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

当社は、みずほ証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

A G S コンサルティングは当社及びN S ユナイテッド内航海運が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からDCF法を採用して株式交換比率の算定を行いました。

なお、各評価手法によるN S ユナイテッド内航海運の普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	1.79～2.13
DCF法	1.67～2.57

市場株価法では、平成27年5月20日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の株価終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

DCF法においては、A G S コンサルティングは、当社について、当社が作成した平成28年3月期から平成30年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率において現在価値に割り引くことによって

企業価値を評価しています。割引率は3.67%~4.06%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%と算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、市況回復の影響により、平成29年3月期の営業利益が前年度対比約39%増の11,353百万円、経常利益が前年度対比約63%増の9,985百万円、当期純利益が前年度対比約57%増の8,008百万円と見込んでおります。また、当該財務予測は本株式交換の実施を前提として作成しておりません。他方、NSユナイテッド内航海運について、NSユナイテッド内航海運が作成した平成28年3月期から平成30年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率において現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は2.89%~3.20%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%と算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は本株式交換の実施を前提として作成しておりません。

AGSコンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGSコンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年5月20日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成27年8月1日をもって、当社はNSユナイテッド内航海運の完全親会社となり、完全子会社となるNSユナイテッド内航海運の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、平成27年7月29日に上場廃止（最終売買日は平成27年7月28日）となる予定です。

上場廃止後は、東京証券取引所JASDAQにおいてNSユナイテッド内航海運の株式を取引することはできなくなりますが、当社を除くNSユナイテッド内航海運の株主に対しては、本株式交換契約に従い、上記（3）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、当社の株式が割り当てられます。

本株式交換によりNSユナイテッド内航海運の株主に割当てられる当社の株式は、東京証券取引所第一部に上場されており、本株式交換後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、NSユナイテッド内航海運株式を466株以上保有し、本株式交換により当社の単元株式数である1,000株以上の当社の株式の割当てを受ける株主に対しては、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えています。

466株未満のNSユナイテッド内航海運の普通株式を保有する株主には、単元株式数に満たない当社の普通株式が割り当てられます。単元未満株式については取引所市場において売却することはできませんが、株主のご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能であります。これらの取扱いの詳細については、上記（3）の（注3）をご参照ください。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記（3）の（注4）をご参照ください。

公正性を担保するための措置

本株式交換においては、当社は既にNSユナイテッド内航海運の発行済株式総数の56.04%を所有していることから、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

（ ） 第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、当社は、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるみずほ証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてNSユナイテッド内航海運との間で真摯に交渉・協議を行い、上記記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成27年5月21日開催の取締役会で決議しました。

なお、当社は、みずほ証券から株式交換比率に係る算定書は取得しておりますが、合意した株式交換比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

一方、NSユナイテッド内航海運は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるAGSコンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で真摯に交渉・協議を行い、上記記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成27年5月21日開催の取締役会で決議しました。

なお、NSユナイテッド内航海運は、AGSコンサルティングから株式交換比率に係る算定書は取得しておりますが、合意した株式交換比率がNSユナイテッド内航海運にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

（ ） 独立した法律事務所からの助言

当社は北村・平賀法律事務所を、NSユナイテッド内航海運は鳥飼総合法律事務所を、本株式交換の法務アドバイザーとしてそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、北村・平賀法律事務所及び鳥飼総合法律事務所はいずれも、当社及びNSユナイテッド内航海運との間で重要な利害関係を有しません。

利益相反を回避するための措置

当社はすでにNSユナイテッド内航海運の総株主の議決権の61.38%（発行済株式総数の56.04%）を保有し、NSユナイテッド内航海運は当社の連結子会社に該当することから、上記の措置をとることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

（ ） NSユナイテッド内航海運における、利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

本株式交換契約の締結を決議した平成27年5月21日開催のNSユナイテッド内航海運の取締役会（以下、「本内航海運取締役会」という）において、NSユナイテッド内航海運の取締役のうち高木一美氏は、当社の取締役常務執行役員を兼務しておりNSユナイテッド内航海運と利益が相反する可能性が否定できないことから、NSユナイテッド内航海運における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するため、本内航海運取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社との本株式交換についての協議及び交渉にも参加しておりません。

同様に、NSユナイテッド内航海運の監査役のうち小山田充宏氏は、当社の執行役員を兼務しておりNSユナイテッド内航海運と利益が相反する可能性が否定できないことから、本内航海運取締役会において議案に関して意見を述べることを差し控えております。

そして、本内航海運取締役会では、決議に参加していない高木一美氏を除くNSユナイテッド内航海運の取締役6名全員の一致により、本株式交換契約の締結を承認しており、かつ、NSユナイテッド内航海運の監査役のうち、小山田充宏氏を除く監査役2名全員が本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

（ ） NSユナイテッド内航海運における、利害関係を有しない第三者からの意見の取得

本内航海運取締役会は、本株式交換を検討するにあたり、本株式交換における利益相反を解消し、本株式交換の公正性及び透明性を担保するために、当社と利害関係を有しないNSユナイテッド内航海運の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている佐橋陽介氏及び平山泉氏の2名に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換の目的がNSユナイテッド内航海運の企業価値向上に資する正当な目的を有するか、本株式交換における交渉過程の手続の公正性、本株式交換に係る割当比率の公正性が確保されているか、本株式交換がNSユナイテッド内航海運の少数株主にとって不利益なものでないかについて、検討を依頼しました。

佐橋陽介氏及び平山泉氏は、平成27年4月24日から平成27年5月20日までの間、AGSコンサルティングが作成した株式交換比率に係る算定書その他の本株式交換に関連する各種資料及び関係者からの説明聴取の内容を踏まえ本株式交換に関して慎重に検討した結果、本株式交換に関するNSユナイテッド内航海運の決定がNSユナイテッド内航海運の少数株主にとって不利益なものでないと判断される旨の意見書を平成27年5月21日付で本内航海運取締役会に提出しています。

（ ） 独立した法律事務所からの助言

NSユナイテッド内航海運は、意思決定過程における公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社およびNSユナイテッド内航海運から独立した法務アドバイザーとして鳥飼総合法律事務所を選任し、上記（ ）及び（ ）の方法をとることが妥当であることを含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、必要な法的助言を得ております。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	NSユナイテッド海運株式会社
(2) 本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 小島 徹
(4) 資本金の額	10,300百万円
(5) 純資産の額	現時点では確定していません。
(6) 総資産の額	現時点では確定していません。
(7) 事業の内容	海運業及び海運付帯事業 等

以上